

北ト協業 第53号
令和5年7月31日

各地区トラック協会会長 殿

(公社) 北海道トラック協会
会長 工藤修二
(公印省略)

令和5年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

平素は、当協会の業務運営に対し格別なご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。今般、国土交通省北海道運輸局自動車技術安全部長より、別紙1のとおり自動車点検整備推進運動に係る協力及び傘下会員に対する周知徹底方の依頼がありました。

当協会では、別紙2のとおり全日本トラック協会会長より「トラック運送業界における点検整備推進運動の実施について」が示され、これを受け、別紙3のとおり「トラック運送業界における点検整備推進運動」北海道トラック協会実施要領を定め、独自の取り組みを推進します。

また、本運動実施期間は、全国統一の強化期間(9月)に加え、北海道運輸局各支局が設定した10月をトラック協会が独自に設定する1か月間とします。

つきましては、貴協会におかれましても本運動の趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者にご周知徹底をお願いするとともに本運動の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、これまで車両総重量8トン以上の自動車を50両以上保有する事業者について「自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検」結果を各運輸支局等に報告しておりましたが、今年度より実施しないこととなりましたのでお知らせします。

記

1 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

- (1) 別紙1及び別紙2は、国土交通省北海道運輸局及び全日本トラック協会から当協会宛の協力要請通知書及び、実施細目です。
- (2) 別紙3は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業が独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」北海道トラック協会実施要領です。各地区トラック協会におかれましては、別紙3に基づき、積極的運動の展開をお願い致します

2 実施結果の報告

別紙3により実施した、各地区トラック協会の実施結果を別紙4により、また、「黒煙濃度に影響を及ぼす部品などの自主点検・整備」の実施に係る運送事業者によるエアクリーナーの自主点検主計結果を別紙5により、11月16日(木)までに報告をお願いいたします。

3 令和5年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について（別紙6参照）

自動車点検整備推進運動の中で、国土交通省の取組みとして、「前検査でユーザー車検を受検する場合には、定期点検記録を持参・提示し、直近の3ヶ月点検の実施状況について確認を受けることが必要になる」ことから、前項とあわせて、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

4 その他

- (1) 北ト協におきましては、本運動について「トラックレポート北海道」、セーフティ通信等により、会員事業者に対する周知を図ります。
- (2) また、期間中、大型貨物自動車の車輪脱落事故防止に係る啓発等を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上

北ト協業務部 参事長 澤 011-581-9784

令和5年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」

北海道トラック協会実施要領

令和5年7月31日
公益社団法人北海道トラック協会

第1 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和5年9月1日(金)から9月30日(土)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、道内各運輸支局が設定した「地方独自強化月間」である10月を各地区トラック協会が独自に設定する1ヶ月間として、特に重点をおいて実施する。

第3 実施内容と周知方策

1 実施項目

(1) 「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

① 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

② トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホ

イール・ナットの緩みの重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～タイヤ交換作業の手法と方法～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「D P F (黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、D P Fに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S 1 0)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2 周知方策

- (1) 北ト協において、会報「トラックレポート北海道」、ホームページ及びF A X通信等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各地区トラック協会においては、各種媒体利用のほか各種研修会等の機会をとらえ、傘下会員事業者等への周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。

第4 各地区トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各地区トラック協会独自の取り組みを含めて、積極的に運動を実施するとともに、各運輸支局に対する協力をお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間である、令和5年9月1日(金)～9月30日(土)における各地区トラック協会の実施結果及び「地方独自強化月間」(10月)における実施結果については、別紙2の様式により北ト協業務部あてに提出するようお願いします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」に係る運送事業者によるエア・クリーナの自主点検については、傘下会員事業者における全国統一の強化月間(9月)及び「地方独自強化月間」(10月)の実施状況をとりまとめ、別紙3の様式により北ト協業務部までご報告ください。
- (4) 上記(2)(3)の実施結果については、11月16日(木)までをお願いします。

以 上